

報告第10号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年12月22日提出

天理市長 並 河 健

専決第17号

専 決 処 分 書

平成27年10月30日午後1時28分頃天理市立福住中学校駐車場で発生した給食運搬車の扉の接触による車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年12月14日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 262,581円